

窓口等での取引時確認に関する主な変更点

マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与防止策を強化するため、平成28年10月から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されました。信用金庫では、改正法に基づき、窓口等における取引時確認の方法等を一部変更いたしました。何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 顔写真のない確認書類の取扱い

健康保険証など顔写真のない本人確認書類については、次のような取扱いに変更されました。

顔写真のない書類 (主なもの)	取扱い (AまたはB)	
	[A]	[B]
◎各種健康保険証 ◎国民年金手帳 ◎母子健康手帳 等 (いずれも原本)	いずれか2種類ご提示ください。	次の書類のいずれか1種類とペアでご提示ください。 ■住民票の写し(記載事項証明書) ■戸籍謄本 ■現住所の記載がある公共料金(電気・ガス・水道)または税・社会保険料の領収書等(領収日付が6か月以内のもの)

2. 法人のお客さまのために取引を行っていることを確認する方法

来店された方が法人のお客さまのために取引を行っていることを確認する方法については、次のような取扱いに変更されました(AまたはB)。

[A]	右の書類のどちらかをご提示ください。	○委任状など法人のお客さまのために取引を行っていることを証する書面 ○登記事項証明書(ただし、来店された方が代表権のある役員として登記されている場合のみ) <u>(※)社員証のご提示による確認はできなくなりました。</u>
[B]	法人のお客さまの営業所等へ電話をかけること等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認いたします。	

3. 法人のお客さまの実質的支配者を確認する方法

法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方(実質的支配者)の氏名・住所・生年月日の確認にあたり、実質的支配者に該当する方の定義が次のとおり変更されました。

形態	株式会社、有限会社等	持分会社、一般社団法人・財団法人等
実質的支配者	直接または間接に50%を超える議決権を保有する方 ↓(いない場合)	事業収益・事業財産の50%を超える配当・分配を受ける権利を有する方 ↓(いない場合)
	直接または間接に25%を超える議決権を保有する方 ↓(いない場合)	事業収益・事業財産の25%を超える配当・分配を受ける権利を有する方 +(または)
	出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方(例:大口債権者、会長、創業者等) ↓(いない場合)	
	法人を代表し、その業務を執行する方	

<直接または間接に25%を超える議決権を保有する方の例>

<p>実質的支配者B</p> <p>↓(10%保有)</p> <p>法人のお客さまA社</p>	<p>↓(50%超保有)</p> <p>法人C社</p> <p>↓(20%保有)</p>	<p>B氏は、A社の議決権10%を直接保有、また、C社(50%超の議決権を保有)を通じてA社の議決権20%を間接保有</p> <p>▼</p> <p>B氏は、A社の議決権30%を直接または間接に保有していることから、A社の実質的支配者に該当</p>
---	--	--

